

## 介護保険住宅改修利用の手引き



高砂市市民部保険年金室

介護保険課

令和7年度版



←市HPはこちらから

# 1 住宅改修の概要

住宅改修施工事業者は、要介護・要支援認定を受けた在宅の被保険者が、住み慣れた自宅において家族共に安心して自立した生活が送れるよう、利用者の心身の状況や生活実態を勘案しながら工事を進めることが大切です。なお、工事を着工する前に事前申請書及び理由書等、必要な書類をあらかじめ高砂市に提出する必要があります。※すでに着工または完了している工事等は支給対象となりませんのでご注意ください。

## 2 住宅改修費の支給要件

要介護（要支援）認定者（以下「要介護者等」という。）である在宅生活の方が、手すりの取付けや段差の解消その他厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を行った場合に、改修に要した費用の一部が支給されます。

※注意 住宅改修費の支給を受けるためには、工事着工前に、必ず高砂市への事前申請が必要です。

まず、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員、福祉住環境コーディネーター1・2級資格取得者、理学療法士、作業療法士（以下「ケアマネジャー等」という。）に相談してください。

### （1）支給限度基準額等

① 住宅改修費の支給限度基準額（申請額）は、要介護状態区分（要介護・要支援）にかかわらず20万円です。このうち、現に住宅改修に要した費用で介護保険の対象となる部分について、9割～7割の額が支給されます。つまり要介護者等の自己負担額は1割～3割となります。

② 支払いは、一旦費用の全額を要介護者等が負担し、後に9割～7割の払い戻しを申請する償還払いの方法が原則ですが、高砂市では、要介護者等が1割～3割の自己負担額を支払い、施工業者に残りの9割～7割を支払う受領委任払いの方法もあります。

③ 住宅改修費は、対象とならない工事種類の場合には支給できません。また、支給限度基準額を超えた部分は全額自己負担となります。

④ 住宅改修費の支給は、原則として1人の要介護者等に対して1回限りです。（支給限度基準額まで、工事を数回に分けて利用することも可能です。）ただし、以下の場合に限り改めて20万円の申請が可能となります。

#### （ア） 転居した場合

#### （イ） 要介護状態区分が著しく重くなった場合（3段階以上）

要介護状態等区分 (初回の改修着工時点)	3段階以上となる要介護度
要支援1又は 経過的要介護	要介護3、要介護4、要介護5
要支援2又は 要介護1	要介護4、要介護5
要介護2	要介護5

### （2）支給の条件

① 高砂市の被保険者であり、要支援1・2または要介護1～5の認定を受けて在宅生活している方であること  
※認定申請前に工事を行った場合は、支給対象外です。

※認定申請中に工事を行った場合は、認定結果がおりてから住宅改修費が支給されます。非該当となった場合は支給されませんのでご注意下さい。

- ② 要介護者等の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる改修であること。
- ③ 保険給付対象の範囲の改修であること。（書類作成費、写真代、仮設費用は給付対象外）
- ④ 要介護者等が現に居住する住民票の所在地（介護保険被保険者証に記載された住所）の住宅であること。  
※一時的に身を寄せている住宅の改修は対象になりません。
- ⑤ 医療機関に入院または介護保険施設に入所している方は、原則、対象になりません。  
※退院・退所後の住宅について、あらかじめ改修しておくことが必要となるケースも想定されるため、退院・退所の目途が立ってから、事前に高砂市介護保険課に相談してください。  
※相談の結果、所定の手続きを踏んだ上で改修した場合、要介護者等が退院・退所しないこととなった場合は住宅改修費を支給できませんのでご注意ください。
- ⑥ 要介護者等が自ら住宅改修のための材料を購入し、要介護者等又は家族等が住宅改修を行う場合は、材料の購入費は支給対象となります、工賃は支給対象外となります。  
※その他の様々なケースについて、それぞれ支給できる条件がありますので、詳しくは高砂市介護保険課までご相談ください。
- （3）対象となる住宅改修の種類（介護保険法第45条、厚生労働省告示第95号）
- ① 手すりの取り付け
- i ) 目的：廊下、便所、浴室、玄関、道路までの通路などに転倒予防もしくは移動または移乗動作に役立つこと。
  - ii ) 手すりの形状：二段式、縦付け、横付けなど適切なもの。
  - iii ) 取り付けに際し工事を伴うもの（ネジなどによる簡易なものを含む）をいい、福祉用具貸与にある手すりは除く。
  - iv ) 付随する工事：手すり取り付けに伴う壁の下地補強。
- ② 段差の解消
- i ) 目的：居室、廊下、便所、浴室、玄関などの各室間の床の段差および玄関から道路までの通路の段差を解消する。
  - ii ) 敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室床の嵩上げ、浴槽を嵩上げする工事など。
  - iii ) 持ち運びが容易でないものや取り付けを行う工事を含む。ただし、浴室内すのこを置くことによる段差の解消や昇降機、リフト、段差解消機など動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象外。
  - iv ) 付随する工事：浴室床等の段差解消（浴室床の嵩上げ）に伴う給排水設備工事。
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- i ) 居室では畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更。
  - ii ) 浴室においては床材の滑りにくいものへの変更。
  - iii ) 通路面において滑りにくい舗装材への変更。
  - iv ) 付随する工事：床材変更のための下地の補強や根太の補強、通路面の材料変更のための路盤の整備。
- ④ 引き戸等への扉の取替え・撤去
- i ) 開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取替え。
  - ii ) ドアノブの変更、戸車の設置等。
  - iii ) 付随する工事：扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事。
  - iv ) 引き戸などへの扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれません。
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- i ) 和式便器から洋式便器への取り替え。
  - ii ) 和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取り替え。
  - iii ) 付随する工事：便器の取り替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取り替えに伴う床材の変更。
  - iv ) 既存の洋式便器を、洗浄機能等のみを目的として洗浄機能等が付加された便器に取り替えた場合は、対象になりません。また、非水洗式便器から水洗式洋式便器または簡易洋式水洗式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化や簡易水洗式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化または簡易水洗化の部分は含まれません。
- ⑥ その他 ①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修。

### 3 住宅改修費の支給申請の手続き

要介護者等は、次の償還払い方式か受領委任払い方式のいずれかの方法で住宅改修を行って下さい。

#### (1) 償還払方式

要介護者等は、事前申請の承認後に工事を行い、工事完了後、住宅改修に要した費用を施工業者に一旦全額を支払います。その後、高砂市に必要な書類を提出し、審査の結果、給付対象工事と認められれば、給付対象額に保険給付率（9割～7割）を乗じて得た額を利用者に支給します。

#### 改修内容の相談・検討

- ・要介護者等は、担当のケアマネジャー等と改修内容について必ず相談し、適切なアドバイスを受けた上で改修内容を決定して下さい。
  - ・同時に、事前申請の際に必要となる「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼して下さい。
- ※改修内容が介護保険の給付対象となるかどうか不明な場合は、事前に高砂市介護保険課までご相談下さい。
- ※20万円を超える工事については、介護保険制度（20万円まで）とは別に「高砂市住宅改造助成事業」もあります。

理由書作成者が理学療法士・作業療法士・  
福祉住環境コーディネーター1級/2級の  
場合、申請の都度、資格者証の写しを理由  
書に添付してください。

#### 事前申請書類の提出

##### 【提出書類】

###### ① 介護保険住宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（償還払）

※住宅所有者の同意欄・・・改修を行う住宅の所有者が要介護者等本人でない場合に記名が必要です。

###### ② 住宅改修(改造)が必要な理由書

※ケアマネジャー等が、要介護者等の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載して下さい。

###### ③ 工事費見積書

※工事を行う箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分して下さい。

###### ④ 住宅の見取図

※改修箇所を図面に記載した家全体（生活範囲）の図面を提出して下さい。

###### ⑤ 改修前の写真（カラー）

※撮影日の分かるもので改修予定箇所ごとにA4用紙に添付して提出して下さい。

※段差解消の場合はメジャーを写しこむなどして数値が分かるように示して下さい。

※手すり、踏み台等は、設置箇所が分かるようにマーカー等で記入して下さい。

###### ⑥ 介護保険被保険者証の写し

※要介護者等本人の被保険者証の写しが必要です。

## 事前申請内容の承認

・事前申請書類を審査した結果、適当であると認める場合は、「工事着工承認通知書」を要介護者等あてに送付します。

※承認後であっても改修内容に変更が生じた場合は、必ず着工までに再申請していただき再度承認を受けて下さい。（この手続きなしに着工した場合は給付対象となりませんのでご注意ください。）

## 工事の着工・完了

・要介護者等は、「工事着工承認通知書」の内容を確認の上、ケアマネジャー等と施工業者に連絡し、速やかに工事を行って下さい。

## 事後申請書類の提出

### 【提出書類】

- ① 工事着工承認通知書
- ② 工事費内訳書
- ③ 領収書 ※要介護者等本人あての原本が必要です。
- ④ 改修後の写真（カラー）

※撮影日の分かるもので改修箇所ごとにA4用紙に添付して提出して下さい。また、改修前の写真と同方向から撮影して下さい。

※段差解消の場合はメジャーを写しこむなどして数値が分かるように示して下さい。

## 住宅改修費の支給

・事後申請書類の提出を受けて、事前申請時の書類と併せて審査した結果、適当と認めた場合に住宅改修費を支給決定し、事後申請から約2か月程度で要介護者等の指定口座に振込を行います。

※振込前に要介護者等あてに「介護保険償還払支給決定通知書」を送付します。

※申請の内容によっては、支給が遅れる場合や、支給出来ない場合があります。

## (2) 受領委任払方式

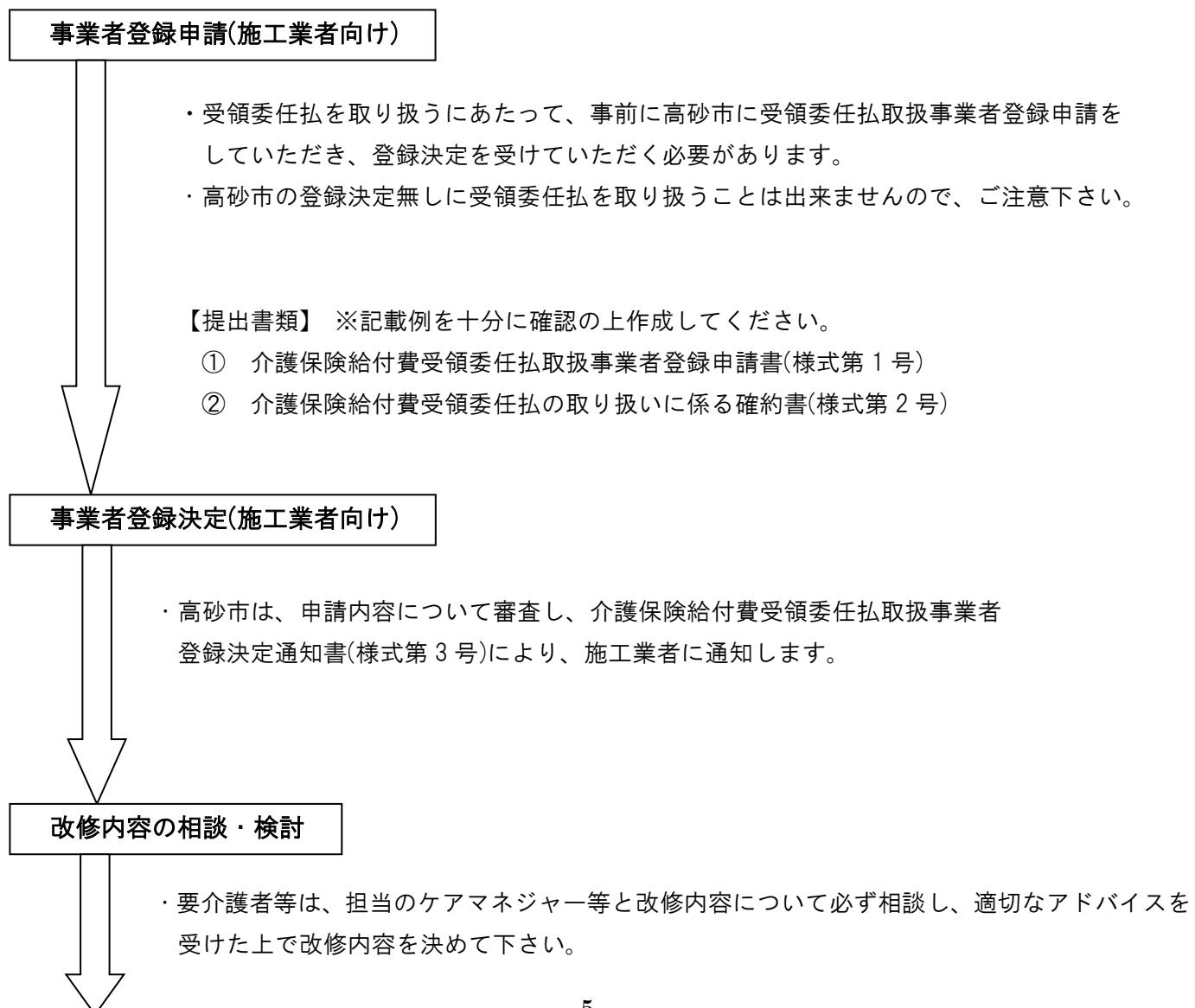
要介護者等は、施工業者に対して介護保険の住宅改修の対象となる工事費用の1割～3割の自己負担分を支払い、残りの9割～7割分については、要介護者等から受領を委任された施工業者に対して、高砂市から直接支払います。これにより、要介護者等は購入費用の全額を事業者に支払う必要がなくなります。

受領委任払いは、高砂市が受領委任払取扱事業者として登録している施工業者を利用して住宅改修を行う場合のみ利用可能となります。

ただし、前述の支給の要件に加え、次に該当する場合は利用できませんのでご注意ください。

- ① 給付制限を受けている場合
- ② 介護保険料の滞納がある場合
- ③ 生活保護を受給している場合
- ④ 医療機関に入院中又は介護保険施設に入所中の場合
- ⑤ 要介護・要支援認定において新規申請中の場合

※事前申請時点及び工事期間中において要介護・要支援認定を受けていることが必要です。



- ・受領委任払いを利用したい旨をケアマネジャー等に伝えて下さい。
- ・同時に、事前申請の際に必要となる「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼して下さい。  
※改修内容が介護保険の給付対象となるかどうか不明な場合は、事前に高砂市介護保険課までご相談下さい。  
※20万円を超える工事については、介護保険制度（20万円まで）とは別に「高砂市住宅改造助成事業」もあります。

## 事前申請書類の提出

理由書作成者が理学療法士・作業療法士・福祉住環境コーディネーター1級/2級の場合、申請の都度、資格者証の写しを理由書に添付してください。

### 【提出書類】

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払）

※住宅所有者の同意欄・・・改修を行う住宅の所有者が要介護者等本人でない場合に記名が必要です。

- ② 住宅改修(改造)が必要な理由書

※ケアマネジャー等が、要介護者等の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載して下さい。

- ③ 工事費見積書

※改修を行う箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分して下さい。

- ④ 住宅の見取図

※改修箇所を図面に記載した家全体（生活範囲）の図面を提出して下さい。

- ⑤ 改修前の写真（カラー）

※撮影日の分かるもので改修予定箇所ごとにA4用紙に添付して提出して下さい。

※段差解消の場合はメジャーを写しこむなどして数値が分かるように示して下さい。

※手すり、踏み台等は、設置箇所が分かるようにマーカー等で記入して下さい。

- ⑥ 介護保険被保険者証の写し

※要介護者等本人の被保険者証の写しが必要です。

## 事前申請内容の承認

- ・事前申請書類を審査した結果、適当であると認める場合は、「工事着工承認通知書」を要介護者等あてに、その写しを事業者あてに送付します。

※承認後であっても改修内容に変更が生じた場合は、必ず着工までに再申請していただき再度承認を受けて下さい。（この手続きなしに着工した場合は給付対象となりませんのでご注意下さい。）

## 工事の着工・完了

・要介護者等は、「工事着工承認通知書」の内容を確認の上、ケアマネジャー等と施工業者に連絡し、速やかに工事を行って下さい。

## 事後申請書類の提出

### 【提出書類】

- ①工事着工承認通知書
- ②工事費内訳書
- ③領収書

※要介護者等本人宛の原本が必要です。

※1割負担の場合、給付対象額（工事費）に1/10を乗じた額（1円未満の端数は切り上げ）が領収金額になります。（保険給付額は、改修費用×0.9で1円未満を切り捨てるため。）

#### （例1）改修費用の額が 133,333円の場合

要介護者等負担額=133,333×1/10=13,333.3円 ≈13,334円（1円未満の端数切り上げ）

※20万円を超える工事の場合は、「領収金額=1割～3割の自己負担額+超えた部分の改修費」となります。但し書きには、1割～3割の自己負担分と超えた部分の自己負担分の内訳を記載します。

（例2）概に133,333円分の住宅改修を行っている要介護者等が、90,000円の住宅改修を行う場合

（支払基準額内の改修費用の額）=200,000円-133,333円=66,667円（1）

（支給基準額を超える改修費用の額）=90,000円-66,667円  
=23,333円（2）

利用者負担額=66,667円×1/10+23,333円  
=6,666.7円+23,333円=29,999.7

約30,000円（1円未満の端数切り上げ）（3）

（注意）支給基準額を超える改修費用の額は、住宅改修費の支給の対象とはなりません。

（注意）このような場合、介護保険対象額の1割分（6,667円）と支給基準額を超える改修費用額（23,333円）を利用者から受け取ることになるので、領収証にはその合計金額である30,000円を記載して下さい。

#### ④改修後の写真（カラー）

※撮影日の分かるもので改修箇所ごとにA4用紙に添付して提出して下さい。また、改修前の写真と同方向から撮影して下さい。

※段差解消の場合はメジャーを写しこむなどして数値が分かるように示して下さい。

## 住宅改修費の支給

- ・事後申請書類の提出を受けて、事前申請時の書類と併せて審査した結果、高砂市が適当と認めた場合に住宅改修費を支給決定し、事後申請から約2か月程度で事前に登録された施工業者の口座に振込を行います。(※振込前に施工業者あてに「介護保険償還払支給決定通知書(受領委任)」を、利用者あてに「介護保険償還払支給のお知らせ」を、それぞれ送付します。)  
※申請の内容によっては、支給が遅れる場合や、支給出来ない場合があります。

### 【介護保険住宅改修に関するお問い合わせ先】



高砂市 市民部 保険年金室 介護保険課 介護給付係  
〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号  
TEL:079-443-9063 FAX:079-444-2304  
MAIL:tact2500@city.takasago.lg.jp